

## 議案第55号関連資料

### 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要

#### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所の消毒業務、新型コロナウイルス感染症の患者の救急搬送業務等に従事した職員に対して、感染症防疫業務等手当を支給できるようにすることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正内容

国では、人事院規則を一部改正し、下表の業務に従事する職員に特殊勤務手当(防疫等作業手当)を支給することとしており、本市の感染症防疫業務等手当についても、国の取り扱いに準じ、対象業務及び支給額を改正します。

区分	国の取り扱い	明石市(新設)
支給額	3,000円/日 ※陽性患者の身体に直接接触、又は長時間にわたり接する場合は4,000円/日	国どおりの3,000円/日 ※市民病院や救急搬送業務等において、陽性患者に医療行為を行う場合は4,000円/日
対象業務	新型コロナウイルス対策に係る下記場所における業務 【業務場所】 ・感染症流行地から発航する航空機、陽性患者がいる船舶、宿泊施設等 【業務内容】 ・上記場所の乗客、宿泊客等(以下「対象者」と接する業務 ・対象者の使用物の処理 ・施設内の長時間の情報収集	新型コロナウイルス感染症の陽性患者と接する業務 【業務内容】 ・搬送業務(自動車運転手及び添乗する保健師等) ・訪問、面談等の直接対応する業務(保健師等) ・救急搬送業務等(消防職) ※業務内容は規則に規定します。

※ 感染症防疫業務等手当(300円/日)についても、国と同様に新型コロナウイルスの消毒作業(救急車の消毒を含む)についても支給できるよう改正します。

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、2020年(令和2年)4月1日に遡及して適用します。